

<論説>

フランス団結権生成史研究序説(一)

——トレランス体制下の労働組合の法的性格——

大和田 敢 太

<目次>

はじめに	1. 立法 (以上本号)
第一章 労働組合の生成——その発 生史的諸形態	2. 労働者の組織化
第一節 非合法時代における、労 働組合の生成	3. 労働組合の生成・発展
第二節 労働組合の発生的諸形 態	4. 司法・行政
1. コンパニョナージュ存続型	第三節 トレランス体制後期
2. 共済団体型	第四節 小 括
3. 秘密結社型	第三章 トレランス体制下の労働組 合の法的性格
第二章 トレランス体制と労働組合	第一節 労働組合のイデオロギー
第一節 制度としてのトレランス	第二節 労働組合の内部関係
第二節 トレランス体制前期	第三節 労働組合の法的地位
	第四章 <i>syndicats professionnels</i> から <i>syndicats ouvriers</i> へ

は じ め に

フランスにおいては、第四共和制憲法が、その前文において、「すべての者は、組合活動 (*action syndicale*) により、その権利および利益を擁護し、ならびにその選択する *syndicat* に加入することができる」と宣言し、ここに、労働組合権は、憲法上の人権としての地位を承認されるに至っている。

ところで、フランスにおいて、労働組合の法認は、1884年3月21日の職業組合法⁽¹⁾ (*loi sur les syndicats professionnels*) によって、実現したのであるが、この1884年法は、1920年3月12日法 (*syndicats professionnels* の民事能力の拡張等)⁽²⁾、労働組合権保障を規定した1946年の第四共和制憲法、1968年

12月27日法（企業内での労働組合権の確認）⁽³⁾、という歴史的経緯を経ながらも、今日の労働組合法制の原型として、その生命をながらえている。

つまり、労働組合権保障の具体的内容に関しては、1884年法からの著しい発展を遂げてきているのであるが、今日のフランス労働組合法制の特質である、「組合の自由 *liberté syndicale*」や「複数主義 *pluralisme syndicale*」という理念⁽⁴⁾そのものは、既に1884年法において、内在化しており、はぐくまれていたのであった。すなわち、1884年法が、現行フランス労働組合法制の原型たりうる所以は、現行労働法典へのその条文表現の連続性のみ求められるものではなく、その規範性とイデオロギーそのものにおいて、連続性と今日的重要性を有しているからである。

その結果、1884年法は、労働法の展開における歴史的な転換を意味する労働組合の法認を実現したという歴史的意義⁽⁵⁾を与えられるだけでなく、「労働者の自由」を基底に据えて構築されるフランス団結権法理⁽⁶⁾の源流として、位置づけられうるのである。

そして、フランス団結権生成史の一大画期をなしている、1884年法の歴史的検討においては、その1884年法自体の解明が、重要であるとともに、同法制定以前の、労働組合が法認されていなかった段階において、実在し、活動していた労働組合が、極めて重要な研究対象となるであろう。

けだし、労働組合は社会的自律の所産であって⁽⁷⁾、既存の労働組合の機能・性格は、それを法認する立法を規定する重要な要因となりうるからである。

つまり、労働組合の法認を実現した労働組合立法は、その制定に先行する、非合法の時代において存在した労働組合の「追認」と「規制」という性格をも有するものであって、労働組合立法制定時から遡る時期に存在していた労働組合の「質」は、その立法に大きな影響を与えざるをえないのである。そして、本稿は、そのような時代における労働組合のあり方を検討対象として考察することを目的とする。

すなわち、本稿は、フランスにおける労働組合法認に先立った歴史的段階——特に、トレランス体制——の下での、労働組合の生成・発展とその法的性

格を考察の対象とし、その時期におけるフランス団結権⁽⁸⁾生成史研究を試みるものである⁽⁹⁾。

- (1) 1884年3月21日の職業組合法については、さしあたり、宮本安美「フランス職業組合に関する1884年法の制定過程——下院本会議までを中心として——」（法学研究第37巻5号71頁以下）、中村睦男『社会権法理の形成』103頁以下、恒藤武二『フランス労働法史』85頁以下、末弘敏太郎『労働法研究』281頁以下、山本桂一『フランス第三共和政の研究』486頁以下、野村敬造『フランス憲法と基本的人権』275頁以下、拙稿「フランス職業組合法の資料的研究」高知論叢第8号113頁以下など参照されたい。
- (2) 中村睦男・前掲書117頁以下参照。
- (3) 田端博邦「フランスの企業内における労働組合の権利」（『巨大企業における労働組合』所収）191頁以下参照。
- (4) V., notamment, Georges Spyropoulos, *La liberté syndicale*, L. G. D. J., 1956, p. 3 et suiv., p. 277 et suiv.
- (5) 「労働者団体の法認が労働法成立の原理的基礎である。」（片岡昇『労働法の基礎理論』251頁）
- (6) 罷業権については、拙稿「フランスにおける罷業権の生成過程についての一考察(一)」（法学論叢第102巻2号）85頁以下参照。
- (7) 片岡昇『労働法(1)』130頁。
- (8) 本稿における、フランスの「団結」概念は、コアリシオン（争議状態も含む一時的な労働者の集団活動）とサンディカ（永続的団体としての労働組合）の統合概念を意味している。前掲・拙稿「罷業権の生成過程」93-95頁参照。
- (9) なお、歴史研究を対象とする本稿においては、今日労働組合を意味している *syndicat* あるいは *syndicat ouvrier*、ある段階においては、労働組合を意味していた *chambre syndicale ouvrière* および使用者組織である *chambre syndicale de patrons* などの用語については、——それらの概念の定義付けを他日の課題としつつ——あえて、訳出することなく、原語のまま用いることとする。

第一章 労働組合の生成——その発生史的諸形態

第一節 非合法時代における、労働組合の生成

1. フランス大革命は、その初期においては、集会・結社の自由を宣言したが、1791年6月14日—17日のル・シャブリエ法の制定によって、労働者団結の

存在を否認し、それを嚴重に処罰する体制⁽¹⁾を確立した。

ル・シャプリエ法は、包括的団結禁止規定を含んでいたが、1810年の刑法典編纂以降は、原理的には、結社禁止立法として機能するものであった。すなわち、フランスにおける、19世紀前半期の団結禁止立法制度は、ル・シャプリエ法・刑法典の「違法結社の罪」(第219—294条)による結社禁止体制と、刑法典の「コアリシオンの罪」(第414—416条)によるコアリシオン禁止体制との相乗的機能によって、支えられていた⁽²⁾。

しかるに、「自由帝政」は、1864年5月25日法によって、「コアリシオンの自由」を承認し、ここに至って、団結禁止立法制度は、その片肺が崩されたのであるが、1864年法は、結社禁止体制を温存したのであった。すなわち、『コアリシオンの自由』の法認(1864年法)と『労働組合の自由』の否定(ル・シャプリエ法・刑法典第291—294条)との併存体制が、作り出され、団結禁止立法制度の完全な撤廃は、1884年法を待たなければならなかったのである⁽³⁾。

このような団結禁止立法制度の下において、その存在を否定されていた労働組合は、後述するように、国家権力の抑圧に対抗して、種々の形態で存在し、自力による抵抗によって、自らの正当性を、国家権力に容認させていくのである。とりわけ、「自由帝政」以降のトレランス(tolérance: 寛容)体制の下においては、労働組合としての実体を備えた労働者組織が、輩出するのであった。

トレランス体制下の労働組合の実態については、第二章において、詳論するが、ここで、1899年に作成された、労働局(通商・産業・郵便・電信省)の報告書⁽⁴⁾を手掛りに、団結禁止立法制度下における、労働組合の状況を概観しておくこととする。

2. 1899年の労働局報告書(以下、APO. と略称する)は、1791年から1898年までの、「労働者の職業団体(associations professionnelles ouvrières)の発展の歴史」の記録を目的とし、1889年以降刊行されていた、syndicats professionnels に関する政府統計(Annuaire des syndicats professionnels)

によっては明らかにされえない、労働者の諸組織の状況を「完全に」把握しようとするものであった。とりわけ、*syndicats*、互助組合、生産協同組合について、その歴史と現状把握を、労働局の立場から試みたのであったが、*syndicats*——労働組合に主たる関心が向けられていたことは、その内容構成からすれば、容易に推測することができるであろう。

では、APO. は、1884年法制定から15年後の時点において、団結禁止立法制度下における、労働者諸組織の発展を、どのように「総括」しているであろうか。長文に亙るが、1791年（ル・シャプリエ法）から、1884年（職業組合法）までの歴史的分析にかかわる、APO. の結論を摘記する。

『われわれは、1791年から今日までの、職業団体の再建の足跡をおってきた。

職業的（別）互助組合（*sociétés de secours mutuels professionnelles*）は、第一帝政のもとで、一時期、迫害されたこともあったが、結局は、許可されることになった。そして、一部の職業では、この組織によって、賃金を防衛することができた。だが、圧倒的多数の職業では、31の職種で設立されていたコンパニョナージュ団体（*sociétés compagnonniques*）に倣って、非公然団体（*sociétés secrètes*）を作った。

本世紀の初頭以来、使用者の *chambres syndicales* は、行政上のトレランスを享受してきた。——その数は、絶えず、増大していった。

労働者の *chambres syndicales* は、1868年になって、ようやく、このトレランスを獲得したにすぎない。——そして、同じ1868年には、賃金率および支払われた前渡金について、使用者の言明が、裁判上、証拠となることを宣言した民法典第1781条が、廃止されたのであった。

労働審判所（*conseils de prud'hommes*）においても、労働者は、1848年まで、劣位的立場に置かれていた。使用者の審判員の数、つねに、労働者の審判員の数よりも、多かったからである。他方、労働者手帳の強制によって、労働者は、不断の監視状態に置かれていたのであった。

行政機関は、労働契約における個別的な取り決めの不十分さを認識して、職業紹介および労働条件に関する規則によって、幾度も、介入してきた。そして、労働者の間においては、国家の介入への信頼が維持されていた。自由の訓練が、欠けていたのであった。

圧迫と刑罰の体制によって、四分の三世紀の間、労働者と使用者の間に確立されるべき集団的關係についての、直接当事者による検討が、妨げられたとしても、罷業や理論の普及が、工業生産の二要素のひとつ——企業者——を排除しよ

うとすることを妨げることはできなかった。

このコミュニストの運動から、協同組合 (*association coopérative corporative*) のイデオロギイが生まれてきた。——それは、1848年には、隆盛であったが、殆ど間もなく、応用上の困難性のために、何らかの人的な商事組合 (*association commerciale de quelques individualités*) に逸脱していった。

だが、このイデオロギイは、その後の企画の中で、再びあらわれてくる。——労働者大会 (*Congrès ouvrier*) の討論において、その足跡を見出すことができるのである。そして、それは、殆どすべての労働者によって歓迎された改革案すべての基礎となっているのである。

1860年から1870年にかけて設立され、そして、新しい協同組合や抵抗組合 (*sociétés de résistance*) を生み出していった、互助組合は、結局、構想されたイデオロギイに到達するための一手段として考えられていたにすぎなかったのである。

1884年法は、職業団体にとって、新時代を画すこととなった。そしてサンディカ形態 (*forme syndicale*) が、他のいかなるものにも、優越することになるのである。

だが、そこには、消し去ることのできない、そして、人々の脳裏に重くのしかかっている、過去があった。——しばしば繰り返されてきた、国家の介入への希求と、*syndicats* の政治への進入である⁽⁵⁾。』

この *APO* の分析が正鵠をえたものであるかどうかの判断は、厳密な検証を必要とする——本稿の立論が、自ずと結論を下すことになるが——であろう。だが、ここでは、以下の事実に注目することとしよう。すなわち、非合法時代の労働組合の存在様式が、コンパニョナージュ団体、互助組合、生産協同組合あるいは非公然団体という組織形態であったという指摘である。

労働組合の発生史的諸形態については、第二節において検討するが、これらの諸組織の一部は、団結禁止体制下において、労働組合の機能を果たし、トランス体制の下では、*syndicats* あるいは *chambres syndicales ouvrières* として、組織を整備し、形式上も、労働組合として、生成・発展していくのである。

団結禁止体制の下において、種々の組織形態で存在した、これらの労働組合の性格・機能のあり方が、労働組合を法認した1884年法を規定する、重要な——積極的あるいは消極的——要因となったことは、容易に推測されうるであ

ろう。

ところで、APO. の *syndicats ouvriers* に関する統計によれば、1884年12月31日時点での、*syndicats ouvriers* は、494 組合（組合員数 68,964人）である。そして、この494 組合のうち、424 組合（組合員数 54,603 人）は、「1884年以前から存在する」*syndicats ouvriers* である（第Ⅰ表⁽⁶⁾）。また、「1884年以前から存在する」、424 の *syndicats ouvriers* の設立年度の内訳は、第Ⅱ表⁽⁷⁾のとおりである。

だがここで注意を要するのは、APO. の統計における *syndicats ouvriers* とは、1884年法によって課されていた届出義務（第4条）に服した、「正規に設立された職業組合」を意味しているのであって、届出義務を拒否した労働組合は含まれていないことである。中村睦男教授の指摘するところによれば⁽⁸⁾、1884年法制定後数年間においては、届出義務に服した組合よりも、それを拒否した組合の方が多かったものであり、当時の労働組合の実態を正確に認識するためには、むしろ、APO. の統計の対象外にあった労働組合の存在に目を向け

第Ⅰ表

産業名	syndicats ouvriers 数		組合員数	
	1884年以前から存在するもの	1884年12月31日時点	1884年以前から存在するもの	1884年12月31日時点
鉱業	10	14	5,419	6,099
食品	19	22	3,003	3,233
化学	0	0	0	0
紙	64	82	7,760	8,492
皮革	27	32	3,581	3,727
繊維	30	36	6,456	10,074
家具・木材	54	56	4,052	4,227
金属	73	83	9,198	9,678
石材・土木	16	22	2,663	3,567
建築	112	120	9,082	9,390
運輸・貿易	18	24	3,371	10,090
他	1	3	18	387
計	424	494	54,603(人)	68,964(人)

(出典については、註(6)参照)

第Ⅱ表 1884年以前から存在するsyndicats ouvriers の設立年度別数

設立年度	設立数	設立年度	設立数	設立年度	設立数
1808	1	1866	2	1875	3
1832	1	1867	5	1876	16
1833	1	1868	2	1877	25
1834	1	1869	16	1878	27
1839	1	1870	5	1879	34
1861	1	1871	1	1880	64
1863	1	1872	10	1881	77
1864	2	1873	6	1882	70
1865	7	1874	4	1883	44

(出典については、註(6)参照)

なければならないであろう⁽⁹⁾。そして、1884年法を直接の研究対象とはしていない本稿においては、APO. の統計から、以下の結論を引き出すにとどめておくこととする。

まず、1884年法制定の直後の時期において、同法の規定する義務に服し、法認された職業組合としての地位を取得した労働組合の圧倒的多数(85.8%)は、1884年法制定以前に設立された労働組合であること——換言すれば、1884年法が予定していた労働組合像に合致する労働組合が、同法制定以前に、既に広範に存在していたことである。

第二には、1884年法制定以前から存在していた、それらの労働組合は、その多くが、トレランス体制下において設立されたものであるが、1868年のトレランス体制の確立期⁽¹⁰⁾以前に設立された労働組合も、少なからず存在すること——そして、それらの労働組合は、団結厳禁体制下において、非公然団体として、あるいは、互助組合などの仮装的外被を利用しながら、活動し、存続してきたことである。

トレランス体制下での、労働組合の状況については、第二章で扱うこととし、次に、まず、後者の問題を検討する。

- (1) 本稿においては、労働者団結禁止体制の時期区分を以下のように設定している。
 団結禁止立法制度——1791年のル・シャプリエ法から1884年の職業組合法までの

時期。すなわち、法制上、コアリシオンあるいは労働組合が違法とされた時期である。その実体に着目し、「労働組合の非合法時代」あるいは「団結禁止体制」として、この時期を表現することもある。

団結厳禁体制——1864年法制定以前の時期で、コアリシオンから労働組合までの、あらゆる労働者団結を禁止した時代。

トレランス体制——1862年から1868年までの一連の改革により、「コアリシオンの自由」が確立し、労働組合が「トレランス」されていた時代。

- (2) 詳しくは、中村絃一「ル・シャプリエ法研究試論」（早稲田法学会誌第20号18頁以下）、田端博邦「フランスにおける『労働の自由』と団結」（『資本主義法の形成と展開2、行政・労働と営業の自由』）145頁以下、前掲・拙稿「罷業権の生成過程」101頁以下参照。
- (3) とくに、1864年法制定後における、ル・シャプリエ法の存続の意義が顧みられなければならない。第二章においてみるように、「コアリシオンの自由」体制下においても、ル・シャプリエ法は、労働組合に対する抑圧立法としての実効的機能を果たした。
- (4) *Office du travail, Les Associations professionnelles ouvrières, Tome I~IV, 1899~1904.*（本書については、以下、*APO.* と略称する。なお、*APO.* の引用は、特記なきかぎり、*Tome I* のページ数である。）
- (5) *APO.*, pp. 280-281.
- (6) *APO.*, *Tome I*, pp. 328-329, pp. 438-439, pp. 552-553, pp. 636-637, *Tome II*, pp. 6-9, pp. 236-239, pp. 668-673, *Tome III*, pp. 8-15, pp. 518-519, *Tome IV*, pp. 8-11, pp. 466-469, pp. 744-745. より引用・作成。
- (7) *APO.* では、説明が加えられていないが、一部の産業において、「1884年以前から存在する」*syndicat* 数と、その設立年度ごとの *syndicat* の列挙の数が違うため、第II表の総数は、第I表の総数424に一致しない。
- (8) 中村睦男・前掲書115頁。
- (9) 職業組合法の下院での審議において、1881年3月15日 *Allain-Targé* の行った報告によれば、当時、パリには、150の *chambres syndicales ouvrières* があり、約60,000人の組合員（全労働者人口300,000人）を数え、地方には、350の団体が存在していた。*Rapport de M. Allain-Targé, J. O., Débats et Documents parlementaires, Chambre, 20 mars 1881, Annexe N° 3420, p. 364.*
- (10) トレランス体制の確立時期については、本稿第二章第一節参照。

第二節 労働組合の発生的諸形態

今日、労働組合は、*syndicats* あるいは *syndicats ouvriers* と表現されているが、19世紀後半期においては、一般に、*chambres syndicales ouvrières* という名称を持っていた。この *chambres syndicales ouvrières* なる用語は、1863年頃現われたものであるが⁽¹⁾、語源的には、*chambres syndicales* は、労働者団体を意味するものではなかった。元来、都市、後には、自治的団体の利益を擁護し、代表する者を指称していた語であった *syndic* から⁽²⁾、*syndic* の機能を表現する *syndicat* なる語が生まれ、更に、*syndic* が代表している団体を意味する *chambre syndicale* という用語が派生してきたのであった⁽³⁾。従って、労働組合が、*chambre syndicale* を名乗る以前に、使用者団体が、*chambre syndicale* という名称を用いていたのであった⁽⁴⁾。

第二章において、詳しくふれるように、トレランス体制下において、既に存在していた使用者団体 *chambres syndicales de patrons* の相手方当事者となるべき労働組合が、*chambres syndicales ouvrières* として、使用者団体と同等の地位を獲得していったのであった。その存在自体を否認され、非合法団体とされていた労働組合は、その固有の名称を持ちえなかったのである。

だが、われわれにとって重要なことは、労働組合が、いかなる名称・組織形態をもって、自らの存在を表現しえたかということに尽きるものではない。非合法とされ、しかも、自らの固有の名称を持ちえなかった労働組合は、種々の組織形態を表現する名称を名乗っていたのであるが、問題は、労働組合が、その発生および生成の過程において、労働組合としての公然たる存在が否認されていたために、秘密結社として非公然に存在するか、あるいは、他の特定の組織形態を利用または僭称することによって、労働組合としての機能を果たしていた——そのことが、労働組合の性格・機能にいかなる影響を与えたかということである。

すなわち、労働組合が非合法とされていた段階においても、互助組合などの一部の労働者団体は、合法化されていたために、労働組合が、そのような合法

的団体を僭称し、労働組合としての存在を偽装することは、当然の成行であった。だが、例えば、互助組合を僭称した労働組合が、その闘争団体としての本来的機能を貫徹しようとするれば、互助組合としての性格と対立する局面が現出することも、当然の推移である。そのような偽装——あるいは、秘密結社としての非公然な存在——が、労働組合としての機能・性格に影響を与えなかったのかどうか、そして、労働組合像の形成に、延いては、労働組合権(団結権)の生成に対して、何らかの作用を及ぼすことがなかったのかどうか、吟味されなければならないのである。

本稿においては、トランス体制下の労働組合の法的性格・イデオロギーの問題として、そのような課題を、第三章において、検討する。

そこで、本節では、まず、主として団結厳禁体制下における、労働組合の発生史的諸形態について、考察を行うこととする。

前述の APO は、団結禁止立法制度下の労働組合の存在様式として、コンパニョナージュ団体、互助組合、生産協同組合および非公然団体を指摘しているが、本稿では、三類型——コンパニョナージュ存続型、共済組合理型、秘密結社型——に分けて考察する。

1. コンパニョナージュ存続型

フランス革命直後の時期における労働運動を担った集団は、コンパニョナージュであった。その意味において、「職業の利益を擁護する目的から作られた労働者団体の最も古い形式は、コンパニョナージュである⁽⁵⁾」(傍点：引用者)と考えられるのであって、コンパニョナージュを、労働組合の発生史的形態の第一の類型に位置づけることができるであろう。

コンパニョナージュは、アンシアン・レジーム下で、「国王権力の介在による『独占と規制』の併立的体制⁽⁶⁾」として、アンシアン・レジームの社会的経済的基盤をなしていたコルポラシオン内部において、職業独占と結びついた身分的緊縛によって、悲惨な地位に置かれていた仲間職人 (compagnon) の団体である。この仲間職人の団体であるコンパニョナージュは、「フランス遍歴

〔Tour de France〕の慣行を通じて、各地の仲間職人の組織化に努めながら、労働条件の改善や親方身分への昇格基準等をめぐり、親方（*maître*）に対抗し、罷業や同盟絶交（*mise à l'index*）等の手段によって、闘争を行ったのであった⁽⁷⁾。

大革命後も、このコンパニョナージュは、存続したが、当然に、ル・シャブリエ法の規制対象となった。だが、宗教的儀式によって、内部に強固な連帯を築いていたコンパニョナージュは、法網をくぐりぬけ存在しつづけたのであった。その活動の中心は、「フランス遍歴」の組織化と相互扶助・職業紹介であったが、労働条件の改善を求めて、争議を行うことも、しばしばあった。例えば、1822年には、パリの大工労働者のコンパニョナージュは、賃上げを要求して、罷業を行い、コアリシオンの罪によって、処罰されたのであった⁽⁸⁾。

このように、大革命直後の時期における労働運動を担った集団としてのコンパニョナージュを、労働組合の発生史的形態のひとつに位置づけることができるとしても、コンパニョナージュを、労働組合の直接的原型とみなすことはできない。それは、以下の理由からである。

まず、第一の理由は、コンパニョナージュが、その機能として、時には、労働組合の役割を果たしていたとしても——あるいは、コンパニョナージュを母体に、労働組合が組織されたことがあったとしても⁽⁹⁾——、大革命以降存続していたコンパニョナージュは、「フランス遍歴」のために、その存在意義が認められ、宗教的儀式と規律を重視する団体であった⁽¹⁰⁾からである。コンパニョナージュの連合組織である“*Devoirs*”が、カトリックしか受け入れない“*Dévorants, Enfants de Maître Jacques, Compagnons du Devoir*”と、他宗徒の加入も認めた“*Gavots, Enfants de Salomon, Compagnons de la Liberté*”に分かれ、対立抗争を繰返していた⁽¹¹⁾のも、そのためであった。J.-M. Verdier は、「コンパニョナージュは、その儀式と対立抗争によって、労働者の新たな要求を満足させることができず、その不十分さが、直ちにあらわれてきた⁽¹²⁾」と述べているが、コンパニョナージュは、その本来的性格からして、労働組合として生成・発展することを妨げる内在的限界を有していた

のであった。

第二の理由は、コンパニョナージュが、アンシアン・レジームの下で生成し、市民革命後も存続した団体であって、かつ、市民革命期の階級未分化状態における、労働者団体でしかありえなかったことである。すなわち、コンパニョナージュの構成員たる仲間職人は、親方—仲間職人—徒弟という身分的序列の存在を前提としていた、労働者のうちの一階層——特権的熟練労働者——であったからである。その仲間職人は、将来、親方——中小生産者——に「昇格」するための一階梯に位置していたとともに、徒弟に対しては、特権的立場を確保していたのであった。ここには、本格的な賃労働関係は、未だ存在しえなかったのである。それゆえ、コンパニョナージュは、賃労働関係の存在を前提としている、労働組合へと生成・発展するための、主体的条件を欠いていたのである⁽¹³⁾。

では、労働組合の原型は、何に求められうるのであろうか。P. Hubert-Valleroux は、以下のように述べている。

『今日でも（1899年当時）、コンパニョナージュは、名前だけ残っているが、もはやその力はない。コンパニョナージュは、少人数になっており、かつてのような行動も全く行っていない。現在の syndicat は、コンパニョナージュから由来するものではない。その起源は、19世紀前葉において、特定の職業の労働者の間で設立され、そして、“抵抗団体 (Sociétés de résistance)” と名付けられた団体に求めなければならないのである⁽¹⁴⁾。』

P. Hubert-Valleroux の指摘するように、労働組合の原型そのものは、抵抗団体に求めることができる⁽¹⁵⁾。だが、われわれの問題関心は、その抵抗団体が、いかなる組織形態・存在様式をもって、団結厳禁体制下において、生成・発展したのであるかということである。それは、大別すれば、抵抗団体の共済組合 (mutuelles) などへの偽装、あるいは秘密結社 (associations clandestines) としての抵抗団体の非公然化、のいずれかの方法に依ったのであった。

2. 共済団体型

共済活動は、既に、アンシアン・レジーム下におけるコンフレリー (confrérie, コンパニョナージュの一種) において組織されていたが⁽¹⁶⁾, 独自の組織としての共済団体 (associations mutuelles ou fraternelles) は、18世紀末に、登場してくる⁽¹⁷⁾。

ル・シャプリエ法は、共済団体をかつてのコルボラシオンと同視し、規制対象として想定していた。「自らの生存のために仕事を必要としている者に対して、仕事を与え、廃疾者に扶助を与えるのは、国家であり、その名で行動する公務員の責任である⁽¹⁸⁾」と、ル・シャプリエは主張したのであった。

だが、共済団体には、ル・シャプリエ法は厳格に適用されなかった⁽¹⁹⁾。後述のように、共済団体と労働運動との結合を恐れた権力が、共済団体に介入したことを除けば、その存在は放任されていたのである。

そして、1842年以降には、互助組合 (société de secours mutuels) が法的承認を獲得し、互助組合の自主運営権を認めた1848年7月28日デクレ、互助組合への補助金制度を設立した1850年7月15日法、コミューンごとの共済組合の創設を決めた1852年3月25日デクレ・ロワなどの立法も整備されたのであった⁽²⁰⁾。その結果、パリにおいて、1800年には、14の互助組合（そのうち職業別は、10組合）にすぎなかったものが、1823年には、160 互助組合（職業別は132組合；組合員数11,143人）にまで発展し⁽²¹⁾、別の統計（全国）では、1851年の互助組合数2,237（組合員数255,472人）が、1869年には、6,139（組合員数794,473人）に増大したのであった⁽²²⁾。

だが、団結厳禁体制下において、このような地位を獲得していった共済団体は、権力の意に反して、労働運動との結合を深めてゆくのであった。

当時、非合法とされていた労働組合の立場からすれば、合法的存在である共済団体を「利用」せざるをえなかったのである。F. Blachas は以下のように述べている。

『政府によって受入れられ難かった労働者の職業団体は、存続するために、種

々の仮装を用いなければならなかった。……

しばしば、共済組合の形態を採った。そして、人々は、そのような団体を、まぎれもない互助組合とともに許容した。

第二帝政の初期、クーデターが、1848年の協同組合運動を中断させていたときには、貯蓄組合 (*société de crédit mutuel et d'épargne*) が、禁止されていた労働者団体を仮装することを助けたのであった⁽²³⁾。』

また、J. Beslier は、次のように指摘している。

『労働者組織は日に日に増加していったが、——違法であったために——互助組合や可変資本組合 (*société à capital variable*) という、迂遠な形態と偽装的な名称を用いた⁽²⁴⁾。』

かくして、「違法結社」として、絶えず、刑事弾圧の危険にさらされていた労働組合は、その組織の防衛と活動の合法性の維持のために、共済団体という合法的舞台を利用し、その存在を偽装したのであった。

労働組合によって、偽装の手段として「利用」された団体は、既に言及してきたように、互助組合、共済組合、貯蓄組合、生産協同組合⁽²⁵⁾ (*association coopérative de production*)、可変資本組合などであった⁽²⁶⁾。

ところで、労働組合が、それらの共済団体組織を隠蔽にして偽装を図る場合には、共済団体の本来の機能との関連で、大別して、二通りの型式があった。

すなわち、それは、カムフラージュ型 (*Camouflage*) 型と、二重機能 (*Doublage*) 型である⁽²⁷⁾。

前者のカムフラージュ型は、共済団体としての存在様式が、意図的かつ完全なる偽装にすぎないものである。この場合には、「公的には、共済組合として届出をし、あるいは、届出ることがなくても、非届出の共済組合として通常みなされるために必要なことをする⁽²⁸⁾」ことによって、労働組合は、共済団体に偽装するのであるが、実際には、共済活動を行うことはなく——罷業に関連して、失業手当を支給することはあったが——、労働組合としての活動を展開したにすぎなかったのであった。例えば、1845年から1848年にかけてのパリの皮鞋し労働者の共済組合や、グルノーブルの時計工労働者の共済組合は、このカムフラージュ方式によって、共済団体に偽装していた労働組合 (「抵抗団

体)であった⁽²⁹⁾。

もうひとつの形態である二重機能型は、労働組合により偽装された共済団体が、本来の共済活動を行いながら、その秘密的な機能 (*doublure clandestine*) として、労働組合の役割を果たすものである。この例としては、1862年の大罷業⁽³⁰⁾を組織した、パリの印刷労働者の「抵抗団体」が偽装していた共済組合 *Société typographique*⁽³¹⁾が挙げられる。

カムフラージュ型あるいは二重機能型によって、その存在を偽装した労働組合は、請願⁽³²⁾、罷業の組織化、出版物の刊行⁽³³⁾などの活動を展開するが、団結厳禁体制下においては、その実体を秘匿せざるをえなかった。そのために、娯楽の集いを装って、パリ郊外で会合をもったり、葬儀への参列とみせかけて、連絡をとり合ったりした⁽³⁴⁾のであった。

これまで述べてきたことは、もっぱら、団結厳禁体制下の労働組合の存在形態としての、労働組合による、共済団体への偽装についてであった。

だが、労働組合の発生的諸形態を問題としているのであるから、共済団体の労働組合化傾向について、ここで一言しておく必要がある。

もちろん、労働者を構成員とする共済団体は、設立目的が純粋な共済活動であるとしても、それは、労働者の連帯により支えられて組織されているのであって、労働運動と完全に隔絶されて、運営されることは、むしろ稀でさえあるかもしれない。

『職業的(利益)擁護の団体の役割を果たしてきた互助組合の数は、実際には、極めて限定されている。

だが、労働条件を議題とすることを目的とする会合が許されていなかった時代には、互助組合の定期的な会合が、同一の職業の労働者の間の合議を、会議以外の時でも、容易にしていたことは、いうまでもない⁽³⁵⁾。』

共済団体が、労働組合に転化したとしても、その事実自体は、別段異とする必要もない。だが、団結厳禁体制下においては、国家権力は、労働組合と共済団体を明確に区別していた。APO. の記録する事実は、そのことを雄弁に物語っている。

『1852年から1860年までは、警察の厳しい監視のために、職業的（利益）擁護のための団体の、いかなる試みも指摘される必要はない。

マルセイユの皮鞣し労働者やパリの帽子製造労働者の団体のように、互助組合によって指導されるコアリションは、どんなものであれ、直ちに鎮圧され、それらの互助組合は、即刻消滅させられた。

そして、パリの銅鑄造労働者の団体が、1855年の大罷業を、危なげなく、貫徹することができたのは、罷業の実際の組織者であった執行部が、その団体の名をもってではなく、その個人の名をもって行動したにすぎなかったようにみえたからである。——だが、裁判所は、これら執行部を見逃すことなく、60人に、15日から2年の禁錮の有罪判決を下した⁽³⁶⁾。』

このように、共済団体としての本来的な機能からの逸脱は、国家権力による厳しい弾圧が予想されたのであり、共済団体の労働組合化は、必ずしも容易ではなかったのである。それが公然と可能になったのは、「自由帝政」以降にすぎないのである。

そこで、共済団体が、労働組合的性格を帯びるに至っている、あるいは、労働組合に転化した、可能性を推測させうるものとして、失業手当 (*secours de chômage*) あるいは失業基金 (*caisse de chômage*) の創設がある⁽³⁷⁾。というのは、失業手当・失業基金の創設は、罷業手当として運用されることを妨ぐために、後述するように、国家権力によって、嚴重に規制されていたからである。

共済組合の労働組合への転化の事例を、個別的に検証することは、困難であるが、その一例として、青銅業労働者の共済組合 *Société de crédit mutuel et de solidarité des ouvriers du bronze* を挙げておこう。この共済組合は、1864年に、その規約を変更したが、その主要な条項を引用しておく。

『<前文>

青銅業の労働者は、法律によって与えられているあらゆる手段によって、不断に増大する賃金減価に抵抗することを決心し、そして、家族と知的教養に、より多くの余暇を充てるために、最高10時間の労働時間制限を維持することを決意し、これらの条件を主張することを目的として、ここに、（共済）組合を設立することを決意する。

.....

〈第16条〉

……組合員は、以下の場合には、職場を離脱する。

1° 使用者が、10時間以上の労働時間を設定しようとする場合。

2° ある事業所において、少くとも2ヶ月前から働いている、日給制労働者の賃金が引下げられようとしており、かつ、その事業所の過半数の労働者が、その者は、その日給の資格があると主張している場合。

……………

〈第26条〉

規則によって定められている場合に、付与される手当は、1労働日につき30フラン30（サンチーム）、あるいは、週につき20フランとする⁽³⁸⁾。』

「この規約においては、共済組合や生産協同組合の形跡はもはや存していない⁽³⁹⁾」のである。

このような、労働組合による共済団体への偽装あるいは共済団体の労働組合への転化に対して、国家権力は拱手傍観していたわけではなかった。最後に、国家権力の対応について、言及しておくこととする。

先に、共済団体が失業手当・失業基金を創設することに対する国家権力の妨害についてふれたが、19世紀初頭において、既にその兆があらわれている。

例えば、グルノーブルの手袋製造労働者の共済組合 *Société de prévoyance et de bienfaisance mutuelle des ouvriers gantiers* は、1803年、疾病手当とともに失業手当の支給業務を許可されたが、失業手当の受給資格取得のためには、以下のような証明書を必要とした。

——失業手当の受給を要求している者が、最近に、雇われていた使用者の、離職理由を明記した証明書。

——その者が、求職のため訪問したが、就職できなかった、3人の求職先の使用者の署名付証明書。

実際には、労働者が、数人の使用者から、その証明書への署名を得ることは、困難なことであった⁽⁴⁰⁾。こうして、失業手当の支給は、事実上、規制されたのであった。

だが、共済団体が、罷業手当の役割を担う失業手当を企画するようになって

くると、明確な規制が行われた。すなわち、リヨンの帽子製造労働者は、抵抗基金 (caisse de résistance) を附置した互助組合を設立していたが、同組合を認可した1817年のリヨン市長のオールドナンスは、「病気の、あるいは、正当な理由で労働することを妨げられた、労働者」(傍点：引用者)にかぎって手当を支給することを認めたのであった⁽⁴¹⁾。

また、パリの銅鑄造労働者は、1821年以降互助組合をもっていたが、1833年、新しい規約を定めようとした。それは、疾病手当基金については、組合員の任意加入としているのにたいして、fonds de réserve と名付けられた抵抗基金については、全組合員の強制加入を内容とするものであった。この抵抗基金は、「不当な賃金の減額に同意しようとしなかったために、あるいは、その職業の維持のためであるとみなされた他の理由のために」失業の状態にある組合員に手当を支給することを目的としていた。この新規約について、刑法典第291条に関連して、認可を申請したが、fonds de réserve および失業手当に関する条項の削除を求められたのであった⁽⁴²⁾。

さらに、長靴製造労働者の互助組合 la Laborieuse の例をみれば、権力側の意図は明確であった。同組合は、1845年、失業手当に関する規約条項に以下のような文言を付加えることを条件にして、認可されたのであった。

『日々の手当は、労働の自発的かつ協同の中止あるいは組合員労働者の何らかのコンディションに基因する失業の場合ではなくて、もっぱら、自然の不況期およびその原因が彼らに帰せしめられない労働の全体的な中止の場合にしか支給されない⁽⁴³⁾。』

1842年から1848年の時期に認可された互助団体は、このla Laborieuse など若干の例外を除いて、その業務内容から失業手当を除外することを、認可条件とされたのであった⁽⁴⁴⁾。

失業手当・失業基金は、罷業と連結する可能性が大きかっただけに⁽⁴⁵⁾、失業手当・失業基金への規制が繰返されるのであるが⁽⁴⁶⁾、共済団体と労働運動とを分断するための試みは、そのような規制にとどまるものではなかった。

例えば、共済団体設立の運動は、1806年から1808年にかけて、一時中断する

が、それは、警視庁の介入が原因であった。警視庁は、同一職業の者が、ひとつの団体に、10人以上加入することを認めなかったのである⁽⁴⁷⁾。その措置は、共済団体が労働運動の母体となることを恐れて、職業別の共済団体の設立を防止することを目的としていたのであった。

さらに、先に一言したように、1850年7月15日法や1852年3月25日デクレ・ロワは、共済団体の保護・助成を図ったのであるが、裏面においては、共済団体と労働運動との分断を狙ったものであった。すなわち、互助組合への補助金制度を設立した1850年法は、失業手当の支給を、その対象外にしていた。また、コミュニオンごとの共済組合の創設を規定した1852年デクレ・ロワは、認可手続の更新を通じて、既に認可を受けていた団体のうち、労働運動と関係のあったものを排除することを、その主たる効果として機能したのであった。

だが、労働運動と共済団体を切り離し、労働組合による共済団体への偽装あるいは共済団体の労働組合への転化を防止しようとする、種々の方策も、結局、その実効性を挙げることはできなかった。その根本的原因は、団結禁止体制の存在そのものに帰せられるのである。すなわち、団結禁止体制の存在が、労働組合による共済団体への偽装あるいは共済団体の労働組合化を促していたのであって、団結禁止体制が存続するかぎり、いかなる方策をもってしても、それを防止しえなかったことは、当然であった。結局は、労働組合に完全なる法的承認を与えることによってしか、その解決策は見出しえないのである。労働運動は、自力による抵抗を積重ねながら、権力の意に反して、その力量を増大させ、団結禁止体制の廃止を実現させてゆくのである。その過程については、第二章において、考察を加えることとする。

3. 秘密結社型

この場合には、団結禁止体制下（とくに、団結嚴禁体制下）において、その存在が否認されている労働組合が、非公然に結成され、秘密結社として、失業手当の支給、罷業の援助、罰金支払援助、宣伝物作成、雑誌の集団購読、活動家（organisateurs de résistance）の保護⁽⁴⁸⁾などの活動を行うのである⁽⁴⁹⁾。

だが、団結禁止体制下において、共済団体に偽装することなく、**秘密結社**のまま存在した労働組合の実体を確認することは、相当に困難な問題である⁽⁵⁰⁾。

そこで、完全なる秘密結社としての労働組合は、その残存する規約あるいは裁判例⁽⁵¹⁾によって、その存在を確認することができるであろう。

まず、秘密結社型から共済団体型へ移行したマルセイユの印刷労働者の例を引用しておくこととする。——この事例では、1845年以来、秘密結社として運営されていた労働組合（「抵抗団体」）が、1848年の争議において、罷業が成功し、紛争が終結した後、**Société de Secours mutuels Saint-Augustin** の名称のもとに、互助組合に偽装したものの、1851年末には、その互助組合が解散させられたのであった⁽⁵²⁾。

次に、秘密結社型の労働組合と考えられうる事例の規約を引用しておこう。

それは、1828年にリヨンの絹織労働者によって設立された **Devoir mutuel** の規約である。**Devoir mutuel** は、1831年および1834年のリヨンでの大決起につながる賃金率改定の運動を組織し、1848年2月には、1,700人の組合員を数えた。だが、「共和制の宣言の帰結であった結社の自由が、**société secrète** の影響を減退させ、協同組合の計画——結局成功しなかったが——が、1年足らずのうちに、組合員を620人に減少⁽⁵³⁾」させ、1851年12月末に解散させられた。この **Devoir mutuel** が、秘密結社型であったことを窺わしめるのは、その規約の以下の条項である。

『<第141条>

Devoir mutuel の組合員は、誰にたいしてであれ、**Devoir mutuel** の存在について、最も絶対的な沈黙を保たなければならない。

<第142条>

組合員は、集会の外においては、**Devoir** の諸問題について語ることを慎まなければならない。秘密の合図や言葉についても、同様に、沈黙が守られなければならない。

.....

<第235条>

本規約は、2通の写ししか作成されえない⁽⁵⁴⁾。』

秘密結社型の労働組合の存在を実証することを、困難にさせているのは、その秘匿性によって資料が制約されていることとともに、先のマルセイユ印刷労働者が、秘密結社型から共済団体型へその「抵抗組合」を移行させているように、団結厳禁体制下においては、完全なる秘密結社として存在することが非常な困難をきわめていたと考えられうることによるであろう。団結厳禁体制下の労働組合は、その多くが、共済団体型として存在せざるをえなかったのである。

なお、労働組合の発生史において、職業紹介所 (*Bourse du travail*) の果たした役割を見逃すことはできないが⁽⁵⁵⁾、それは、トレランス体制および1884年法制定後において、労働組合との関連が重要性を帯びてくると考えられるので、ここでは扱わないこととする。職業紹介所発生史⁽⁵⁶⁾についての以下の叙述を引用するとどめておく。

『職業紹介所を設立するという思想は、一般に、経済学者 M. de Molinari に発するものである。——彼は、実際には、1846年にパリで、*Le Courier français* 誌の紙面を職業団体に開放し、同じ目的から、ブリュッセルで、*La Bourse du travail* 誌を創刊し、求人求職の広告を設けたにすぎなかった。

労働者のための正真正銘の職業紹介所の最初の考え方は、むしろ、1848年当時、警視總監だった M. Ducoux から出されたようである。——彼は、当時、援助のための計画とともに、完璧な組織化案を、パリ市会に送付した。(引用者注：この案は、結局実現しなかった。) ……

そして、職業紹介所の問題は、1875年2月24日まで、忘れられたままであった⁽⁵⁷⁾。』

結局、われわれは、フランスにおける、労働組合の発生史的形態の最も典型的な類型は、共済団体型であったこと、そして、共済団体に偽装した労働組合は、その共済団体の本来的な機能としての共済活動との関連で、カムフラージュ型あるいは二重機能型に分類されること、さらに、労働組合による共済団体への偽装とともに共済団体の労働組合化という傾向も存在したこと——と、結論づけることができるであろう。

そして、例外としてのコンパニョナージュ存続型、秘密結社型、典型として

の共済団体型という発生史的形態をもつ労働組合が、トレランス体制の下で、労働組合としての基盤を確立するに至った時、そのような形態での労働組合の生成・発展という歴史が、その団結（権）像にいかなる影響を及ぼしたのか問われなければならないという課題が残されていることについては、既に述べたところである。

(1) Georges Lefranc, *Le syndicalisme en France*, Que sais-je, q^e éd., PUF, 1975, p. 3.

(2) ル・シャプリエ法においては、syndic が「総代」の意味で用いられていた。

(3) Jean-Daniel Reynaud, *Les syndicats en France*, Tome I, Seuil, 1975, p. 5.

(4) 1834年以降、Chambres syndicales de patrons の設立が、行政機関により奨励されていた。A. Crouzel, *Etude historique, économique et juridique sur les Coalitions et les Grèves dans l'industrie*, Librairie nouvelle de droit et de jurisprudence, 1887, p. 228.

また、Rapport de M. Lagrange, J.O., Documents parlementaires, Chambre, mars 1883, Annexe N° 1760, p. 398. によれば、1845年には、Union nationale du commerce et de l'industrie, alliance des chambres syndicales という使用者団体連合体が結成されている。なお、V., Bernard Brizay, *Le patronat*, Seuil, 1975, p. 11 et suiv.

(5) P. Hubert-Valleroux, *Les associations ouvrières et les associations patronales*, Gauthier-Villars, 1899, p. 50.

(6) Marc Sauzet, "Essai historique sur la législation industrielle de la France," *Revue d'économie politique*, 1892, p. 365.

(7) 詳しくは、中村紘一・前掲論文4頁以下、田端・前掲論文「『労働の自由』と団結」140頁以下、前掲・拙稿「罷業権の生成過程」97頁以下参照。

(8) Maurice Bouvier-Ajam, *Histoire du travail en France depuis la Révolution*, L. G. D. J., 1969, pp. 84 et 85.

(9) 19世紀後半期、「職業紹介所 (Bourses du travail)」は、労働運動の母体であった(それゆえ、1893年、「職業紹介所」に所属した23の労働組合が、1884年法違反により解散させられた。G. Lefranc, *op. cit.*, p. 15.)。この「職業紹介所」は、コンパニョナージュの「末裔」であった (*Ibid.*, p. 17.) とされているが、それは、コンパニョナージュが設置した附属機構が発展していった結果であると考えられる。

(10) Maurice Deffrennes, *La coalition ouvrière et le droit de grève*, Henri Joue, 1903, p. 51.

- (11) M. Bouvier-Ajam, *op. cit.*, pp. 83-85.
- (12) J.-M. Verdier, *Syndicats, Traité de droit du travail, Tome V, Dalloz, 1966, p. 12.*
- (13) 前掲のAPO. 報告書においては、31の職種において、非公然団体としてのコンパニョナージュ団体が結成されていると理解できる叙述があるが、APO. のコンパニョナージュに関する資料からすると、それは、ル・シャブリエ法以降、コンパニョナージュが非合法であるにもかかわらず存続したという事実を指しているにすぎない。なお、19世紀におけるコンパニョナージュの状況については、V., APO., p. 90 et suiv.
- (14) P. Hubert-Valleroux, *op. cit.*, p. 51.
- (15) 外尾健一「フランスの労働組合」（大野雄二郎・外尾健一『独仏の労働組合』所収）116頁参照。
- (16) P. Hubert-Valleroux, *op. cit.*, p. 255.
- (17) G. Lefranc, *op. cit.*, p. 6.
- (18) Henri Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité sociale, A. Colin, 1971, p. 192.*
- (19) APO., p. 193.
- (20) M. Bouvier-Ajam, *op. cit.*, p. 124.
- (21) APO., pp. 193 et 195.
- (22) Jean Bron, *Histoire du Mouvement ouvrier français, tome I, Les éditions ouvrières, 1968, p. 184.*
- (23) Fernand Blachas, *Syndicats et Associations, Jouve & C^{ie}, 1913, p. 16.*
- (24) J. Beslier, *Les syndicats professionnels, Sirey, 1911, p. 33.*
- (25) トレランス体制下においては、罷業終結後、仕事を見つけることが困難になった罷業指導者のために設立されたこともあった。APO., p. 254.

なお、この時期の生産協同組合については、儀我壮一郎「科学的経営経済学の発展と経営経済学の基本課題」（『経営経済学の基本問題』所収）17頁、シンポジウム「フランス・コムニオン論と現代地方自治」（長谷川正安・桂圭男・田口富久治・儀我壮一郎・中西啓之）地域と自治体第6集28頁以下参照。

- (26) 互助団体としては、他に消費組合 (*association de consommation*) も挙げられるが、消費組合は、同一職業の労働者の間で設立されることは殆どなかった (APO., p. 45.)。そのために、労働組合としての機能を果たすには、不適当であり、実例もあまりないようである。

- (27) Guy Caire, *Les syndicats ouvriers, PUF, 1971, p. 47.*, M. Bouvier-Ajam, *op. cit.*, p. 151.

なお、M. Bouvier-Ajam は、団結禁止体制下の共済団体 (*fraternelles*) の存在形態として、*Camouflage, Doublage*, および *Fraternelles clandestines* に分類

する。だが、第三の類型は、共済団体としての秘密結社ではなく、労働組合としての秘密結社であると考えねばならない。

(28) M. Bouvier-Ajam, *op. cit.*, p. 151.

(29) *Ibid.*

(30) この大罷業において、「コアリシオンの罪」によって有罪判決が下されたが、ナポレオン三世は、恩赦を与えた。この恩赦を契機に、「コアリシオンの自由」がフランスにより事実上承認されたのであった。拙稿「罷業権の生成過程(二)」法学論叢第103巻6号50頁参照。

(31) A. Crouzel, *op. cit.*, p. 227.

(32) J.-M. Verdier, *op. cit.*, p. 13.

(33) 労働者出版物 (*presse ouvrier*) については, V., G. Caire, *op. cit.*, p. 47., J. Bron, *op. cit.*, p. 101 et suiv.

(34) APO., p. 221.

(35) *Ibid.*, p. 199.

(36) APO., pp. 219 et 220.

とくに、第二帝政は、「自由帝政」に転換する時期までは、厳しい方針をとり、認可を受けていた221団体のうち、206団体を廃止させた。M. Bouvier-Ajam, *op. cit.*, p. 124. なお、Jean Bruhat et Marc Piolot, *Esquisse d'une histoire de la C. G. T.*, C. G. T., 1967, p. 24. によれば、1852年から1858年の間に、200の労働者団体が解散させられている。

(37) 石版業労働者の間には、疾病手当の支給を目的とする *le Prado* と、失業手当の支給を目的とする *la Résistance* という2つの共済組合が存在していた。この両組合の併合が、一部組合員から提案された時、*la Résistance* の組合員は、職業的利益は、失業手当を支給する団体によってしか擁護されることができないことを主張した。APO., p. 644.

(38) APO., p. 225.

(39) *Ibid.*

(40) *Ibid.*, p. 194.

(41) *Ibid.*, p. 200.

(42) *Ibid.*, p. 204. 結局、労働者は抵抗基金の設立を断念した。

(43) *Ibid.*, pp. 207 et 208.

(44) M. Bouvier-Ajam, *op. cit.*, p. 124.

(45) 失業手当が罷業手当の機能を果たしていたことを実証する統計資料は存しないが、1868年7月19日、認可互助組合として設立された石版業の互助組合 *Société de solidarité et de prévoyance* が1868～1869年度に支給した手当に関する資料を引用しておくこととする。同組合は、1868年末の組合員数は593名であり、規約第30条に

よれば、理由の如何を問わず、離職した組合員に、30フランを限度に、失業手当を支給した。APO., pp. 644-646.

	収 入	失 業 手 当	疾 病 手 当
	フラン サンチーム	フラン サンチーム	フラン サンチーム
1868年12月	1,038 40	66 00	168 00
1869年 1月	1,732 75	409 90	458 00
2月	1,765 00	297 55	273 50
3月	1,682 25	547 60	288 80
4月	1,615 00	289 35	598 20
5月	2,029 50	638 15	838 75
6月	1,711 65	469 65	383 80
7月	2,321 50	709 75	698 40
8月	2,036 15	551 85	568 45
9月	1,891 00	485 15	519 60
10月	1,773 75	311 00	411 90
11月	1,729 50	271 55	257 30
計	21,326 45	5,047 50	5,464 70

(46) 他には、1822年11月6日のリヨン市長のオールドナンスでは、互助組合の基金の一定額を越える資金は、公営質屋 (Mont-de-Piété) への預入れ (第2条) や会計帳簿の警察への提出 (第3条) が命じられた事例などがある。

Ibid., pp. 197-199.

(47) H. Hatzfeld, op. cit., p. 194.

(48) M. Bouvier-Ajam, op. cit., p. 151.

(49) なお、Joseph Gros, L'interdiction de travail, Imprimerie marseillaise, 1905, p. 23. は、労働組合 (「抵抗団体」) が労使関係において果たした役割よりも、その組合員に対する精神的あるいは金銭的援助を重視する。

(50) ちなみに、本稿において、秘密結社型の労働組合として引用する Devoir mutuel は、M. Bouvier-Ajam, op. cit., p. 151. では、「二重機能」型の共済組合に偽装した労働組合として叙述されている。逆に、本稿で、「二重機能型」の共済組合として引用した Société typographique は、APO., p. 205. では、秘密結社であったとされているのである。

(51) 団結厳禁体制下における、秘密結社型の事案の裁判例は入手できていない。「違法結社の罪」によって刑事弾圧を受けた事例として引用されている場合に、そこで問題となっている労働組合が、本稿で分類している秘密結社型あるいは共済団体型のいずれであったかの判断が困難であるため、本稿での紹介は控えることとする。例えば、以下のような事例が存しているからである。——1848年以降、種々の労働者団体 (主

に生産協同組合)の連合体が、**Union des associations ouvrières** として設立の準備が進められ、1850年に49団体の参加により規約が決定された。その規約は新聞紙上に公表され、検事局に——任意的に——提出されたが、連合体の役員が、「違法結社の罪」で逮捕され、有罪判決を受けた。**APO.**, p. 215.

52) **Ibid.**, pp. 218 et 219.

53) **Ibid.**, p. 201.

54) **Ibid.**, p. 203.

55) なお、労働組合の発生史的形態としては、他に、「学習サークル(**cercle d'étude**)」があるが、これは、第一インターの影響下で生成してきたものであるから、トレランス体制の項で扱う。

56) 詳しくは、**V., A. Boivin, Les Bourses du travail en France, Camille Robbe, 1905, p. 45 et suiv.**

57) **Office du travail, le placement des employés, ouvriers et domestiques en France, 1893, cité par APO., p. 259 et suiv.**

第二章 トレランス体制と労働組合

第一節 制度としてのトレランス

本章では、団結厳禁体制に引続くトレランス体制下での労働組合の生成・発展について、検討するのであるが、併せて、トレランス体制そのものの検討も極めて重要な課題である。トレランス体制の意義についての検討は、その体制のもとで、生成・発展する労働組合を研究対象とするにあたって、不可欠であることは、当然いうまでもないが、同時にそのことが、フランスにおける団結権生成史の研究において有すべき重要性を忘れてはならないのである。

というのは、フランスにおいては、一般に、労働組合立法の発展過程は、**interdiction—tolérance—reconnaissance légale** という三階梯に画されている⁽¹⁾。だが、**団結立法**の発展過程として考えた場合、1864年法による「コアリシオンの自由」の法認の意義をどうみるのか、わが国において、通常論じられている絶対的禁止—自由化—積極的保障という図式と比して、トレランスと自由化は等視されうるものであるか、また、1884年法による労働組合の法認を積極的保障の段階として位置づけることができるのかどうか、などの問題が吟味

される必要があるからである。トレランス体制の始期は、「コアリシオンの自由」の法認の前後と考えられうるのであるから、「コアリシオンの自由」の法認および1884年法の意義の問題も含めて、結局、これらの問題は、トレランス体制の評価に関連してくるのである。フランス団結権生成史において、トレランス体制の果たした役割の解明は、決して、看過されるべきものではないのである。したがって、このことに意を払いつつ、トレランス体制下の労働組合の生成・発展について考察するが、詳しい検討は第二節以降で行うこととし、まず、トレランス体制の概観について、簡単にふれておく。

トレランス体制を出現させた政治的要因は、労働運動の飛躍的發展——とくに、1862年以降、数次の万国博覧会への労働者代表団の派遣を通じての、労働者の組織化の促進とイギリスのトレード・ユニオンズを見聞した代表団の報告、および第一インターの影響、によりもたらされたところが大きであった——と、資本家側からの「労働者の集団化」の要請、および、「自由帝政」政策への転換であった。

そのような背景のもとで、コアリシオンについては、1862年の有罪判決の恩赦、労働組合については、1868年3月30日の農商務・公土木事業大臣書簡（後述）を契機に、コアリシオンあるいは労働組合が、「トレランス」されるのであった。

ところで、このトレランスは、個別的なトレランスを意味するのではない。個別的なトレランスは、19世紀初頭から、既に、使用者により利用されていた。

『事業家にとっては、団体はきわめて必要であったので、第一帝政以降、建築業界の一部のパリの使用者達は、労働者のコンパニョナージュに直面して、彼らの共通の利益に関して、合議するために、結束することの許可を求めた。彼らは、特権を何も要求することなく、警察により完全に監視されることを受け入れ、そして *corporation de métiers* という、憎まれておりかつ疑惑のもたれていた名称の代りに、*syndicat professionnelles* という、無害な名称をつけることを提案した。——これは、政府によって、しかも何のためらいもなく、認められ

た⁽²⁾。』

たとえば、「かつてのコルポラシオンの名残りとして結成されたもの⁽³⁾」でも、「トレランス」されたのであった。

『政府は、職業団体の自由の問題に手を着ける気はなかった。団体そのものは、国家の後見の枠外で創設され、自発的な関係以外には、(国家との)関係を持たず、その規約の規制以外には、規制は存せず、共存し、その自主性を享受していた⁽⁴⁾。』

その後、団結厳禁体制下において、使用者団体の設立は、政府によって奨励され、安定的な地位⁽⁵⁾を獲得するのであった。団結厳禁体制下において、個別的なトレランスが、共済団体に与えられることもあった。

だが、トレランス体制とは、そのような個別的なトレランスの累積ではなく、制度としてのトレランスを意味しているのであった。

その実態は、第二、三節において詳しく検討するとして、P. Hubert-Valle-roux の叙述の引用によって、それを概括しておこう。

『“自由帝政”と呼ばれた1863-64年期に到った時、……政府は、1791年法を廃止することなく、それを望む使用者の、そして、労働者のもであっても、syndicats を自由に設立させておこうとした。双方の syndicats は、彼らに与えられた利便を活用した。

この便宜は、第三共和制において、さらに一層大きなものとなった。使用者および労働者の syndicats は、“トレランス”されただけでなく、政府は、それと関係を作り、その代表者に調査に応ずることを促し、外国でのフランス商業博覧会を組織するために呼びかけ、さらには、それらの syndicats を公認団体 (associations reconnues) として扱っているような素振りを見せたのであった。内務省には、これらの非合法団体と接触し、必要に応じて情報を提供することをその業務とする“職業組合同局 (Bureau des associations professionnelles)”が設置されていた⁽⁶⁾。』

だが、トレランスとは、「違法団体にたいする、当局の黙認は、認可と同視しえない⁽⁷⁾」という性格のものであった。行政的あるいは警察的介入がしばしば繰返されたのであった。

『1791年法が効力をもっており、1810年刑法典および1834年法が、20人以上の

すべての結社に対する抑圧的措置を完全なものにしていた。敢えて、公然と結社を作ろうとするものたちは、政府の匙加減のなすがままの状況にあった⁽⁸⁾。』

「自由帝政」の限界性からして、「政府にとっては、トレランスの意図よりも、むしろ、コントロールの手段を確保しておきたいという気持の方が強かった⁽⁹⁾」ことは、当然予想されうることであった。

とりわけ、労働組合が、経済闘争に専念するかぎりでは、その存在を許容されたが、政治的領域に踏み込むことは、もはや、国家権力とくに“自由帝政”にとっては、トレランスの限界を越えていたのであった。労働組合の政治的活動は、政治闘争から革命運動へと発展する可能性があっただけに、国家権力によって受け入れられなかったのである。——「一般結社の自由」（すなわち政党的自由）が未だ承認されていなかった時代的背景が想起されなければならないであろう。

そして、労働組合と政治との緊張関係という問題は、第一インターに関連して、最も鋭く問われたのであった。

『（インターによる政治的決議の採択に関して）

このような政治への進入は、3年前からフランスにおいて、インターが享受していたトレランスに終止符をうたせた⁽¹⁰⁾。』

この問題は、トレランス体制にとっても、労働組合の生成・発展にとっても、重要な意味をもっていたことだけを指摘し、ここでは、これ以上立入らないこととする。

このように、一定の限界性はあったものの、トレランス体制のもとで、労働運動の発展および団結権の生成が、急速に促進されることになった⁽¹¹⁾。それは、1864年の「コアリシオンの自由」の法認に次いで、1868年の大臣書簡を契機としていた。同書簡をもって、労働組合のトレランス体制の始期と位置づけることができるのである⁽¹²⁾。

同書簡に先立って、1867年にパリで開催された万国博覧会に参加した、全国から選出された労働者代表団は、1868年2月2日、ナポレオン三世に、*Chambres syndicales ouvrières* の結成を要請する報告書を提出した。そこ

で、農商務・公土木事業大臣 **Forcade de la Roquette** が、その問題に関して、3月30日、ナポレオン三世に書簡を提出した。この書簡は、ナポレオン三世の賛同をえることとなり、翌日公表されたのであった。その抜萃を引用しておこう。

『代表者たちにより表明されている、**chambres syndicales** に関する願望は、近時、立法状況がもたらしているところにより、満足させられてきているものであり、**syndicats des patrons** に適用されている準則は、万国博覧会の後には、**syndicats ouvriers** に拡張されている。

本問題に関する立法は、憲法制定議会在が、コルポラシオンおよびコルポラシオンに与えられた諸原則を確立してきた時代に遡る。それは、アンシアン・レジーム下において生み出され、営業および勤労の自由に莫大な侵害を及してきた弊害を防止する必要性によって説明される、厳格な諸条項を含んでいる。だが、もはや、人々は、この弊害から解放されたのであるから、行政は、誉れある商人や製造業者により結成されている、産業的もしくは工業的な集合については、法律の適用にあたって、中庸を示さざるをえなくなってきたのである。

法は、株式仲買人など、一部の特定の職業の規律を規制する機能をもつもの以外の **chambres syndicales** を、今日まだ、認めていない。法は、商業的および工業的利益を公式に代表させるための **Chambres de commerce** や **Chambres consultatives des arts et manufactures** しか認めていない。

だが、この数年来、自由な **chambres syndicales** の設立が、パリの諸産業の慣例になってきている。……その数は、近年増大し、パリでは80以上を数えるに至っている。行政機関は、**chambres syndicales** の設立および発展には、無縁のままであった。だが、時には、商事裁判所は、行政機関にたいして、その争訴事件についての見解を提示しあるいは平和的方法でそれを解決する任務を与えることがあった。

使用者の集合と同様の集合を、労働者の側においても行うために、労働者代表により援用されている、正義および平等という理念は、考慮に値するものと思われる。そして、陛下の意向に従って、多くの職業の労働者が、自由に集会を行い、その **syndicats** の条件について討議することが可能となっている。

行政機関は、使用者にたいしても、労働者にたいしても、同一の準則を採り、**chambres syndicales** の設立に介入してはならない。**chambres syndicales** が、1791年6月17日法によって憲法制定議会により定立された諸原則に反して、営業および産業の自由に侵害をもたらしている場合あるいは **chambres syndicales** がその目的を逸脱して、法律により認められていない政治的集会になって

いる場合にはじめて、行政機関は、それを禁止することが求められるにとどまるのである。だが、労働者は、彼らの利益自体が、その集会の純然たる職業的性格を維持せざるをえないことを十分に理解できるであろう。

経験の示すところによれば、労使を対立させる問題についての合意と調停を、労使の間で容易にさせるために、労働審判所の審議のように、使用者と労働者を同一のテーブルに着席させる *chambres syndicales mixtes* の長所が認められるであろう。……

(*syndicat* の組織形態の) 問題については、行政機関は、当事者自身に、完全なる自由な判断を委ねなければならないのである。

……………

ナポレオン法典第1781条は、この数年来、労働者代表を通じて繰返されてきた批判の原因となっている。この条項が、裁判上の主張において、労働者と使用者の間に不平等な地位を設けているということを見えぬであろう。この法における不平等は、かつて以前においては、容認されえた。しかしながら、商業や産業の発展や、大衆教育の進歩は、この60年来、その職業的労働において、養われる生存の手段としての賃金を要求しているすべての人々の知的かつ精神的水準を向上させてきた。……陛下は、コンセイユ・デタが、すべての利益を調整し、現在のイデオロギイの状況により十分に対応する法案を準備する責を負うものであることを決断した⁽¹³⁾。』

この書簡によって、労働組合のトレランスが、正式に確認されたのであった。

既に、コアリシオンは1862年以降、「トレランス」され、1864年法によって法的承認を受けていた。ここに至って、労働組合が「トレランス」されることになり、団結厳禁体制は崩壊したのであった。1862年から1868年までの一連の改革によって、団結厳禁体制から団結トレランス体制へ、漸次的に移行していったのである。——もっとも、ル・シャプリエ法・刑法典「違法結社の罪」が廃止されないかぎり、そして、労働組合法認立法が制定されないかぎり、団結禁止立法制度——団結禁止体制そのものは、その実効性は別としても、残存するのであるが。

そして、このトレランス体制は、1884年法制定に至るまで存続するが、一時期中断されることになる。それは、1870年の普仏戦争の敗北＝第二帝政の崩

壊——かのパリ・コミューンであった。この時期に、職業団体の90パーセントが消滅したのであった⁽¹⁴⁾。

「“自由帝政”下での発展は、パリ・コミューンの弾圧により、突然中断された⁽¹⁵⁾」のであり、その断絶は、軽視されうるものではない。従って、以下の「トレランス体制と労働組合」の検討においては、トレランス体制前期（第二節）とトレランス体制後期（第三節）に分けて考察する。

(1) G.H. Camerlynck et Gérard Lyon-Caen, *Droit du travail*, 9^e éd., Dalloz, 1978, p. 539 et suiv., André Brun et Henri Galland, *Droit du travail*, 2^e éd., Tome 2, Sirey, 1978, p. 3 et suiv., J.-M. Verdier, *op. cit.*, p. 15 et suiv.

(2) P. Hubert-Valleroux, *op. cit.*, p. 48.

(3) Rapport de M. Allain-Targé, *op. cit.*, p. 362.

(4) *Ibid.*, pp. 362 et 363.

(5) このような状況を、使用者団体の「トレランス体制」と表現することもあるが（*Ibid.*, p. 363.），何らかの結社の「トレランス体制」ではなく、労働組合の法認過程における「トレランス体制」を、本稿では問題としているのである。

(6) P. Hubert-Valleroux, *op. cit.*, pp. 48 et 49.

(7) Lyon, 28 mai 1874, D.P., 1875, II, p. 65.

(8) F. Blachas, *op. cit.*, p. 19.

なお、F. Blachas は、1791年法をダラルド法としているが、文脈からして、ル・シャプリエ法を意味すべきものと考えられる。

(9) G. Lefranc, *op. cit.*, p. 10.

(10) APO., p. 231.

(11) Pierre Léon, “Les grèves de 1867–1870 dans le département de l’Isère,” *Revue d’histoire moderne et contemporaine*, 1 (1954), p. 286 et suiv. は以下のように指摘する。——1867年冒頭のころまでの罷業は散発的であった。それは、いかなる指導機関も有せず、孤立し、他の運動との脈絡もなく、すぐに終結する罷業だった。その後、大規模な罷業が出現する。「これらの新しい特色の出現は、偶然の結果ではない。それは、罷業への高等な組織の介在の結果である。そのような団体は、罷業を組織し、労働運動を要求（斗争）の方向においても、政治（斗争）の方向においても、指導した。」

(12) Marcel Piquemal, *Le droit syndical en France*, Supplément au n° mars-avril 1962 de *Droit ouvrier*, p. 31 et suiv. は、1864年法、1868年書簡を、労働

組合権獲得の2大転機と位置づける。

(13) *Ibid.*, pp. 32-34., *APO.*, p. 46., *M. Deffrennes*, *op. cit.*, pp. 219 et 220.

(14) *APO.*, p. 234.

(15) *G. Caire*, *op. cit.*, p. 51.

第二節 トランス体制前期

1. 立 法

トランス体制は、1864年法による「コアリシオンの自由」の法認の後、1868年の大臣書簡をもって、一応のその枠組の設定が完了するのであるが、1864年法以降制定された幾つかの立法が、トランス体制を促進する——逆に、抑制する——機能を果たした。その意義・評価については、次項以降における検討に関ってくるため、そこでふれることとし、トランス体制前期における関連立法についての簡単な整理を行っておく。

① 株式会社法（1867年7月24日法）

1867年7月24日の株式会社法は、「株式会社の設立を自由主義的な基調に移行させる立法」であるが、その労働者団結に与えた影響は大きい⁽¹⁾。

② 公開討議会（集会権）に関する1868年6月6日—10日法

公開討議会（*reunions publiques*）は、1852年3月25日—4月2日デクレによって、結社と同視され、刑法典の「違法結社の罪」規定が適用されていた。公開での集会は、事前の許可が必要とされたのであった。

1864年法による「コアリシオンの自由」の法認の後も⁽²⁾、「集会の自由」は否認されていたのであるが、1866年1月22日、ナポレオン三世は、議会において、以下のように言明した。

『政治問題を除いて、工業的あるいは商業的利益について討議しようとするすべての者にたいして、集会を行うことの許可が与えられることとする。

この権能は、公の秩序が必要としている保障によってしか、制約されることは

ない(3)。」]

この皇帝演説をうけて、1866年2月12日、その旨の内務大臣通達が発せられた。いわば、「集会の自由」のトレランス制度が登場したのだが、それを実定法化したのが、1868年6月6日—10日法である(4)。その主要条項は、以下のとおりである。

『<第1条>

公開討議会は、以下の条項により定められた条件のもとで、事前の許可を要せず、開催することができる。

ただし、政治的あるいは宗教的問題を議論することを目的とする公開討議会は、引続き、事前の許可に服する。

<第2条>

各討議会は、それが開催されるコミュニン内に居住し、かつ、私権および公民権を享有する7人の者により署名された届出が、事前に、行われなければならない。

この届出は、討議会の、特定された議題とともに、届出者の氏名、身分、住居、会場、日時を明らかにする。

この届出は、パリにおいては、警視總監にたいして、諸県においては、知事あるいは副知事にたいして、提出される。

直ちに、受理証が、交付される。その受理証は、当局の吏員の請求により、提示されなければならない。

討議会は、受理証の交付後、丸3日経過しなければ、開催できない。』

③ 民法典第1781条を廃止した1868年8月2日法

民法典第1781条は、「給金額、過年度の賃金の支払、および当年度の前渡金については、雇主の申立を信頼する」と規定していたが、これはまさしく、労働者の使用者にたいする従属性を、民法典により強制しているものであった。前述の1868年の大臣書簡により、その不当性が認められるところとなり、1868年8月2日法により廃止された。

④ インターに対する1872年3月14日法

インター (Association internationale des travailleurs) は、1868年まで、

「トレランス」されていたが、その後、1870年までに4度にわたり訴追され、パリ・コミューンを経て、1872年3月14日法によって、フランス国内での活動を禁止され、刑事特別法の対象とされた。トレランス体制の中断を象徴する法律である。その第1条⁽⁵⁾のみ引用する。

『<第1条>

どのような名称であれ、とりわけインターの名称のもとに、労務放棄、所有権・家族・祖国・宗教あるいは信教の自由な活動の廃止を目的としたる、あらゆる国際的団体は、そのフランス領土内での存在および分枝という事実のみをもって、公の平和にたいする陰謀となる。』

- (1) 1867年法については、山本桂一『フランス企業法序説』59頁以下、稲本洋之助「資本主義の展開と法」（『マルクス主義法学講座④—国家・法の歴史理論』所収）140頁以下参照されたい。
- (2) 「コアリシオンの自由」の法認と集会権との関連については、前掲・拙稿「罷業権の生成過程」62頁以下。
- (3) M. Deffrennes, *op. cit.*, p. 206.
- (4) 1868年法による「集会の自由」の規制は、1881年6月30日法、1901年7月1日法、1907年3月28日法により、修正・撤廃されていった。山本桂一「フランスにおける表現の自由」国家学会雑誌第70巻第11・12号42頁以下参照。
- (5) 第2条以下は以下のとおり。

『<第2条>

本法公布の以降、インターもしくは同様の理論を信奉しかつ同様の目的を有する他のあらゆる団体に加盟したまたは加盟行為を行うすべてのフランス人は、3ヶ月から2年の禁錮および50フランから1,000フランの罰金によって、処罰される。さらに、その者は、少くとも5年多くとも10年の間、刑法典第42条において列挙されている、公民権、私権、親族上の権利を剥奪されることがある。

フランスにおいて加盟したまたは加盟行為を行う外国人は、本法によって定められた刑罰により、処罰される。

<第3条>

フランス人であれ外国人であれ、これらの団体のうちのひとつにおいて、ある職務を引きうけたる者、または、その利益のために募金を受けもしくは勧誘することによってであれ、その団体に集団的もしくは個別的な加入を実現させることによってであ

れ、さらにはその理論、規約もしくは文書類を流布することによってであれ、意識的にその発展に協力したる者に対しては、禁錮刑は、5年まで、罰金刑は、2,000フランまで、加重されることができる。

さらに、その者たちは、軽罪裁判所によって、刑期満了後、少くとも5年多くとも10年の間、高等警察の監視の下におかれることができる。

前節の適用を受けたるすべてのフランス人は、その期間中、1849年12月3日法第7条および第8条によって、外国人に適用される予防措置に付される。

<第4条>

上述の団体の一もしくは複数の会合または何らかの下部組織のために、場所を賃貸したる者は、本法において規定されている被疑者が正犯としてであれ従犯としてであれ、有罪とされる可能性がある、あらゆる種類の重罪および軽罪に、刑法典にしたがって適用される最も重い刑罰を全く害することなく、1ヶ月から3ヶ月の禁錮および50フランから500フランの罰金によって、処罰される。』

なお、本法が廃止されたのは、「結社の自由」を宣言した1901年7月1日法によってであった。